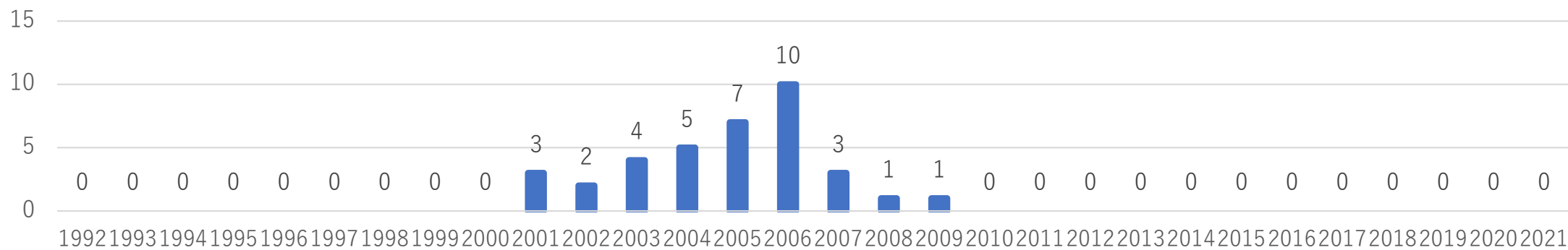


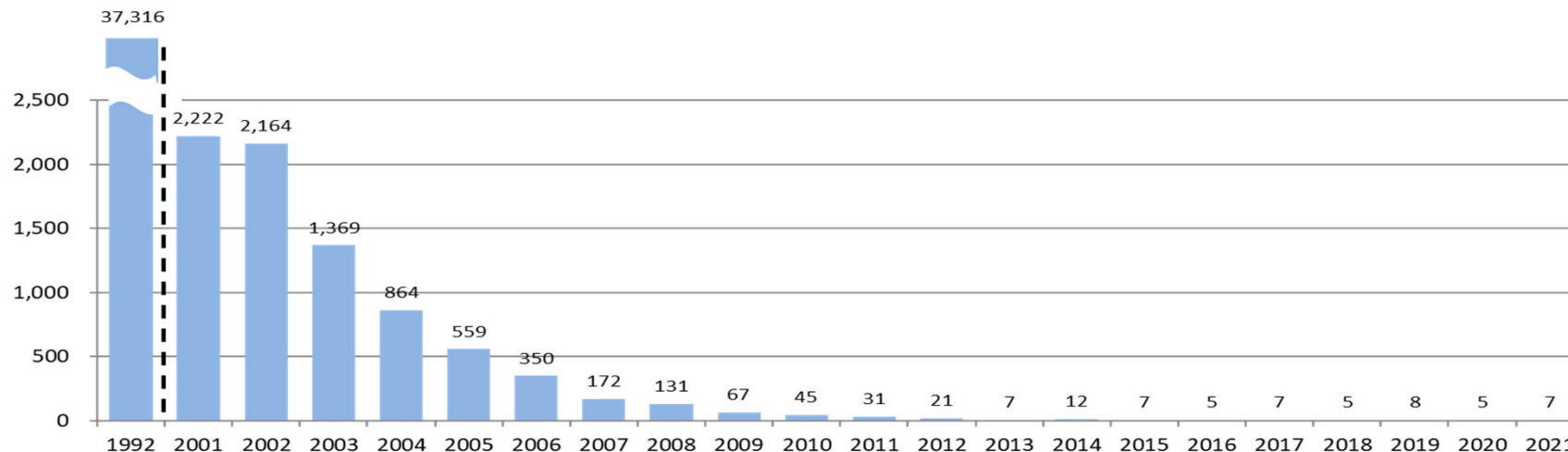
# BSEの発生状況

- BSEは異常プリオンを原因とし、長い潜伏期間の後、脳組織に空砲状の変性が生じ（スポンジ状）、神経症状を起こし死に至る牛・水牛の疾病。
- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 2001年10月に法に基づく飼料規制を開始し、飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛の発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 世界での発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。

## ○我が国における年次別報告頭数



## ○世界における年次別報告頭数



## ○OBSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

# BSE対策の概要

## ○農林水産省

- ・ 飼料規制（BSE発生防止対策）
- ・ 死亡牛等のBSE検査（BSE対策の有効性の確認）

### 【検査対象】

<平成31年3月31日まで>

一般的な死亡牛：48か月齢以上  
起立不能牛：48か月齢以上  
特定症状牛：全月齢

<平成31年4月1日から>

一般的な死亡牛：96か月齢以上  
起立不能牛：48か月齢以上  
特定症状牛：全月齢

## ○厚生労働省

- ・ 特定危険部位※の除去
- ・ と畜時のBSE検査

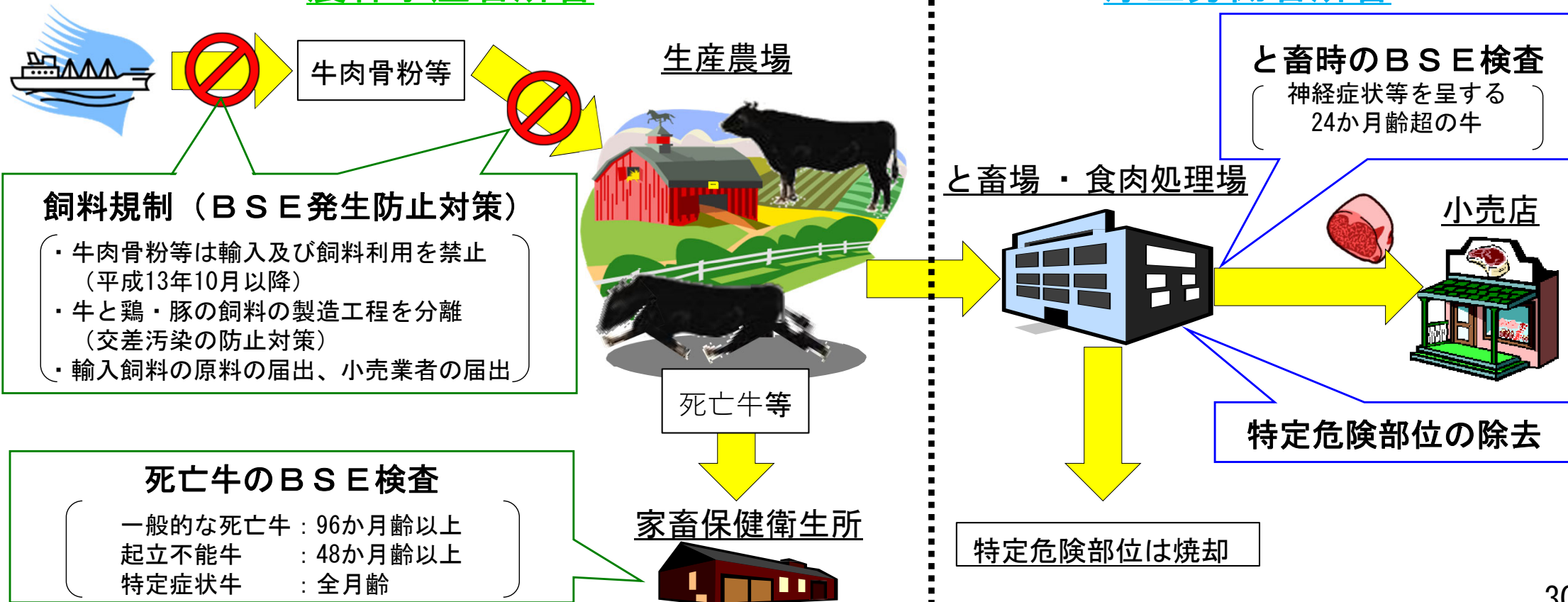
### 【検査対象】

神経症状等を呈する24か月齢超の牛  
（健康と畜牛の検査は廃止）

※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

## 農林水産省所管

## 厚生労働省所管



# 日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- OIE（国際獣疫事務局）は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階（「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」）に分類
- 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

## 「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」

（2013年6月4日林農林水産大臣記者会見）

「無視できるBSEリスク」の国認定証

## BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年OIEへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要。

2020.4.1-2021.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満			0	0	89	35.6	15	3,900
4才以上7才未満			0	0	5,088	8,140.8	8	6,000
7才以上9才未満			4,150	1,660.0	1,950	1,365.0	3	660
9才以上			9,172	917.2	1,347	269.4	10	450
小計			13,322	2,577.2	8,474	9,810.8	36	11,010

合計ポイント: 23,398

サーベイランスでは、日本は、7年間に15万ポイント以上となるよう検査を実施する必要がある。

## ○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	- (29年4月~)	-	- (注1)
	死亡牛	96か月齢以上の牛全頭	30か月齢以上の高リスク牛の一部 (注2)	48か月齢超の高リスク牛全頭 (注2)
SRM除去	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部 (舌・頬肉・皮を除く。)、脊柱 (背根神経節を含む)、脊髄	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髄、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋 (下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄 30か月齢超の脊柱、背根神経節 (注3)	
反すう動物由来肉骨粉の取扱い	反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物に給与禁止 30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止	
月齢の判別方法	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	

注1：EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい（2013年2月~）。  
 なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。  
 注2：高リスク牛：中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛など。  
 注3：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髄のみSRM除去の対象となっている（2015年8月5日~）。

# ヨ一ネ病 (JD) 対策

- 細菌 (ヨ一ネ菌) を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等により生産性を著しく低下させる反すう動物の疾病。治療方法やワクチンはない。
- 定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要。
- 2006年11月に「ヨ一ネ病対策要領」を策定。2008年から定期検査の1つとしてスクリーニング検査を実施。2013年度からリアルタイムPCR法による検査を導入し、2013年4月1日付けで同要領の全部を改正。

## 現状

### 患畜頭数

2006年11月「ヨ一ネ病防疫対策要領」を策定

2013年4月からリアルタイムPCR法による検査を導入



## 対策の方向性

- 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期検査 (少なくとも5年に1度、各都道府県が実施。  
→**検査強化による患畜の摘発・とう汰**)
- 患畜の殺処分命令と手当金の交付  
→**評価額の4/5を交付**
- 牛のヨ一ネ病対策要領 (2013年4月)  
発生防止、早期発見及びまん延防止のための総合的な対策
  - ・予防対策：知識普及、衛生管理指導
  - ・牛の移動管理：**清浄確認農場からの導入**  
**検査陰性牛の導入**
  - ・まん延防止措置：患畜が確認された農場は、**集中的検査により清浄性を確認**。
    - ①同居牛の検査 (年3回)
    - ②①の後、さらに2年間同居牛の検査を実施 (年1回)



## 国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業  
講習会の開催費、**検査費用**、**感染リスクの高い同居牛等の自主とう汰費用**、**陰性証明書**の交付費用等を支援

# EBL（牛伝染性リンパ腫）対策

- ウイルス（BLV）を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛・水牛の疾病。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。発症すると削瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家の経営に大きな影響を与える。
- 治療法やワクチンはない。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、人為的伝播を引き起こす行為の排除が重要。また、検査により農場内の感染牛を把握し、感染牛を計画的に更新するなど、中長期的な視点に立って着手可能な対策から講じることが重要。

## 現 状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%

※調査期間：2009年12月～翌3月（乳用牛）、2010年12月～翌4月（肉用牛）



## 対策の方向性

- 衛生対策ガイドラインを策定(2015年4月)
  - ・ 人為的な伝播を引き起こす行為の排除  
注射針、直検手袋の確実な交換
  - ・ 飼養者の自農場の浸潤状況の把握
  - ・ 経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施  
感染牛の計画的な更新  
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理  
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止  
感染牛と非感染牛の分離飼養
  - ・ 農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減  
検査による非感染牛の導入  
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧



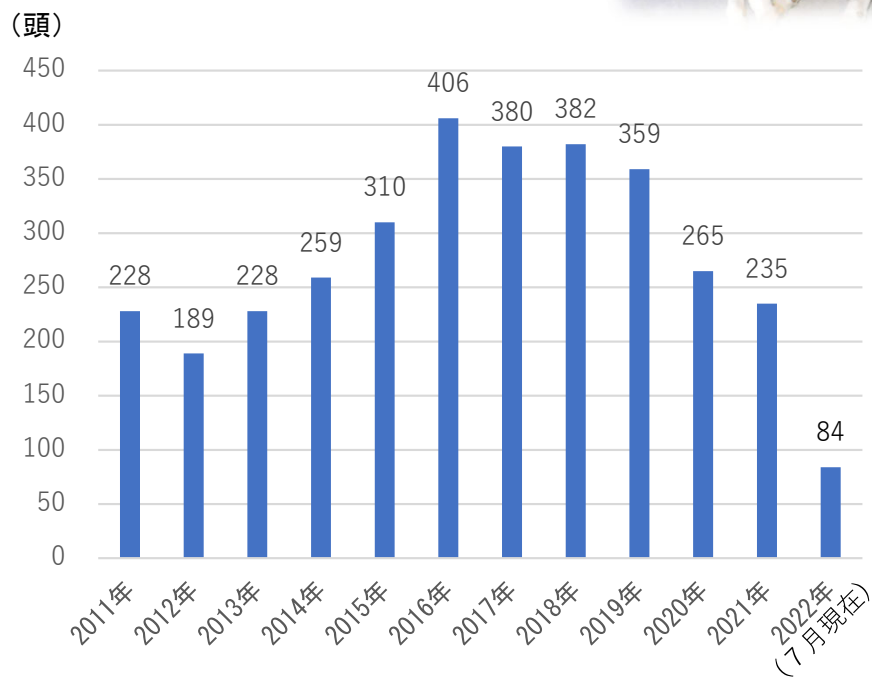
## 国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業  
移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰等の取組を支援
- 家畜共済  
農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払い

- ウイルス (BVDV) を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す牛の疾病。
- ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、経営上悪影響となる。
- 妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛 (PI牛) として生涯にわたりウイルスを排せつし続けて農場内において本病をまん延させる原因となるため、PI牛の摘発・自主とう汰が重要。

## 現状

届出頭数



ただし2022年の値は速報値である

## 対策の方向性

○牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン (2016年4月)  
感染源のPI牛を特定し、感染拡大防止を図ることが重要。

### 【発生予防対策】

- ・ 本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
- ・ 陰性牛の導入、共同放牧場等における検査の徹底
- ・ 予防接種の励行

### 【まん延防止対策】

- ・ PI牛摘発のための定期的な検査の実施
- ・ 摘発後の新生子牛に対する検査の実施
- ・ 自主とう汰の推進



## 国の支援策

○家畜生産農場衛生対策事業  
検査によるPI牛の摘発・とう汰、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

- ウイルス（豚ヘルペスウイルス 1）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする豚の疾病。ウイルスを含む分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）を介して感染。
- 感染豚では、潜伏感染（ウイルスが不活性化状態で維持）が起こり、妊娠・輸送等のストレスでウイルスが再活性化し、他の豚への感染源となるため、感染豚の摘発・早期更新が重要。

## 現状

- 1981年に初めて発生し、全国に拡大。
- ワクチン接種を活用した防疫対策により、全国的に清浄化が進展している。

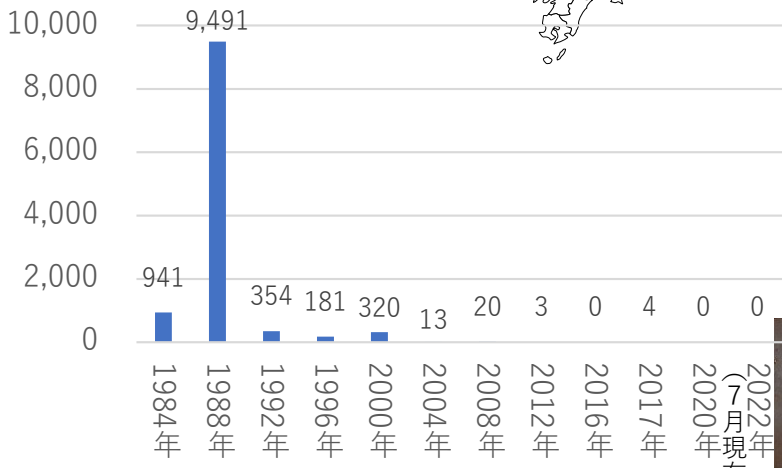
(2022年7月現在)

野外ウイルス感染豚の飼養が確認されている浸潤県 1県



## 届出頭数

(頭)



ただし2022年の値は速報値である

## 対策の方向性

- オーエスキー病防疫対策要領(1991年3月。2017年3月改正) 衛生的な飼養管理の徹底及び浸潤状況（地域ステータス）を踏まえて地域の状況に応じた対策を講じることが重要。

### (地域ステータス)

- |             |            |     |
|-------------|------------|-----|
| ・ステータスⅠ     | 清浄化の体制構築段階 | 浸潤県 |
| ・ステータスⅡ（前期） | 浸潤状況把握済    |     |
| ・ステータスⅡ（後期） | ワクチン接種の推進  |     |
- ↓
- |             |             |
|-------------|-------------|
| ・ステータスⅢ（前期） | 検査により清浄性を確認 |
| ・ステータスⅢ（後期） | ワクチン接種中止    |
| ・ステータスⅣ     | 清浄化達成       |

野外ウイルスが存在しない